

若者の労働問題と居住の貧困

目次

はじめに

1.非正規雇用で働く若者

1-1.非正規労働者と社会保障

1-2.非正規雇用と若者の自立

1-3.非正規労働者の就労の動機

2.若者の支援施策

2-1.若者の自立保障と包括的支援

2-2.若者のトライアル雇用

3.居住の貧困と非正規雇用

3-1.居住貧困の居住政策

3-2.派遣労働者と派遣会社、家賃保証会社の契約関係

3-3.若い世代の住宅所有形態の変化

おわりに

若者の労働問題と居住の貧困

社会福祉学部 社会福祉学科

11FF2962 左右田雅章

はじめに

現在の社会では、若者の就労状況が著しくない状況にある。たとえば、若者のひきこもり、ニート化、フリーター、派遣社員などの非正規雇用が目立つ。こうした若者の就労状況は私達大学生にも無関係とは言い切れないだろう。今の社会情勢の中で就職氷河期と言われる年もあったくらいだ。もしその年に就職活動をしていたら自分はどうなっていただろう。そんなことを思ってしまう。今まで何か夢を持つでもなく、ただ周りに流されて大学生にまでなってしまった私だ。きっと「若者と貧困」第1章で富樫が述べているように「なんとなくアテのあるフリで、学校時代まではなんとかごまかせても、この先はもう無理だ、周囲のイメージや期待に合わせて、ある程度の評価を保ち続けることが、もう無理なんだという、胸の奥がつめたくなるような感覚」（富樫 2009:25）。このような感覚に自分も襲われていたと思う。非正規雇用で働く若者は自ら選んでその職に就いたのか。

1章では、そうした社会の中、なぜ非正規雇用で働くのかという理由やその背景にある社会保障の綻びについて考えていきたいと思う。2章では、この非正規雇用で働く若者の支援施策にはどういったものがあるか。またその内容について考察していく。3章では、非正規雇用と居住貧困は関係性があるのかということと居住貧困にはどういった支援施策が実施されているかについて考えていきたいと思う。全体を通して、非正規雇用で働く若者とそれを支援する施策や居住貧困と非正規雇用の関わり合いについて考察していきたいと思う。

1. 非正規雇用で働く若者

1-1. 非正規労働者と社会保障

今の社会保障制度は不完全な状態にあり、その影響を強く受けているのが非正規労働者である。労働者の3人に1人が非正規労働者という現代社会における、社会保障制度のほころびについて、中澤は「将来、保険料や税金の担い手の減少や、さらには生活保護受給者の激増、治安の悪化などを招き、社会の存立そのものが危うくなるという危機感を強める」（中澤 2009:67）。と中澤は述べている。この非正規労働者を守るべき社会保障＝セーフティーネットが今どうなっているのかということ、非正規労働者のBさんを例に述べてみると、Bさんは職業安定所に通い、派遣の仕事をもらっては、雇い止めに遭いまた就職安定所に通うという生活を繰り返していた。そんなBさんのセーフティーネットとして、勤めていた会社で雇用保険があり、これには加入していたが、失業給付を貰っておらず、社会保険も加入していない。さらには、国民健康保険の料金も払えていなかったため、無保険状態だったのである。実質セーフティーネットは機能していないのだ（中澤 2009:72.73）。

私は、何故Bさんがせっかく加入していた雇用保険で失業給付を貰わなかったのか疑問

であった。この疑問にもセーフティーネットの落とし穴というべきものがあったのだ。それは、失業給付の受給に関する規定の厳しさにある。中でも「必要書類」では「本人確認、住所及び年齢を確認できる官公署の発行した写真付きのもの（運転免許証、住民基本台帳カード等）が必要とされ、Bさんのような派遣労働者は仕事先が転々と移ってしまうので、いちいち住民票の転出、転入をしていられないということがある。さらに運転免許証などの身分証明に必要なものを持っていないことも少なくなく、受給するためには、普通預金通帳が必要になるがこれも持っていないことが多いせいで、諦めなくてはならないといったことになるのである（中澤 2009:79）。こうした受給の手続きが必要なことは理解できるが、不正受給があるからといって、ほんの一部の不正受給のために厳格化をして、本来貰えるはずの人たちまでセーフティーネットの外に出してしまうのは、なんのための社会保障なのだろうか。

1-2. 非正規雇用と若者の自立

非正規雇用が増える要因として、若者の自立の問題があげられる。若者の自立には、色々な考え方があり、自分で働いてお金を稼ぐこと、親からの援助を貰わないこと、社会に貢献することなどがある。ここで重要になってくるのが、自分でお金を稼ぐということだ。今の日本では若者の失業率が高く、その反面職を見つけやすいということがある。だがこの見つけやすい職というのが、派遣やアルバイトといった非正規雇用である。非正規雇用の若者は、お金を稼ぐこと自体はできても、安定した収入がないせいで、漫画喫茶で寝泊まりをしたり、最悪野宿をする若者もいる。これでは完全に自立したとはいえないだろう。では、非正規雇用は悪いことばかりなのかというそうではないと思える説を太郎丸氏が述べている。「非正規雇用はブリッジか、それともトラップか。ブリッジとは、無職の状態と、安定した正規雇用の間をつなぐ架け橋という意味で、いきなり正規雇用に就くのは無理でも、非正規雇用の職で働きながらスキルを高め、正規雇用へとつなげることができるという説がある。一方で、いったん非正規雇用の職に就くとそこから抜け出すことも難しくなるという説もある。この場合がトラップである」（太郎丸 2011:88）。日本の若者達の多くがこのトラップにはまって抜け出せない状況にある。

若者の非正規雇用には自立問題だけでなく、経済不況によって正規雇用の雇用枠が縮小したり、親世代の失業やそれに伴う経済的な格差も影響しているとされている。さらに世帯収入とニート状態の子の最終学歴が比例するデータも示されており、そこから若者の雇用問題は、社会の雇用形態の在り方だけにとどまらない家庭環境も含めた包括的な状況を把握した支援施策が必要である（日比 2013:186）。この包括的支援施策については以下の2-1節にて後述する。

こうした若者の就労状況がよくない中、派遣契約などの有期雇用労働者が有利になりうる法律が今年の4月に施行された。それは「改正労働契約法」と呼ばれるもので、これは有期雇用労働者が連続5年働いて申請をすれば会社はその人を無期雇用にしなくてはならないという法律である。しかし、実際のところこの法案には大きな落とし穴があり、有期雇用労働者を無期雇用にしたくない企業が5年以内に契約を破棄するという雇い止めが起きる懸念がされている。この契約は2013年の契約から有効なので、2018年の段階で5年連続勤務した人のうち、どれだけ無期雇用に変わっているかが注目される。しかし、懸念

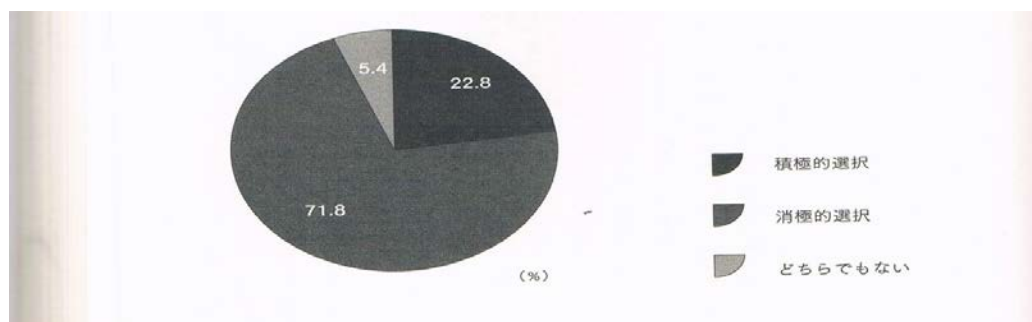
されていた通り、施行されてからはやはり有期雇用期間を5年以内と定める企業が増えた。

こうした問題から2018年が多く若者を含め、雇い止めの被害にあった失業者であふれないようにする新たな法案が必要だ。

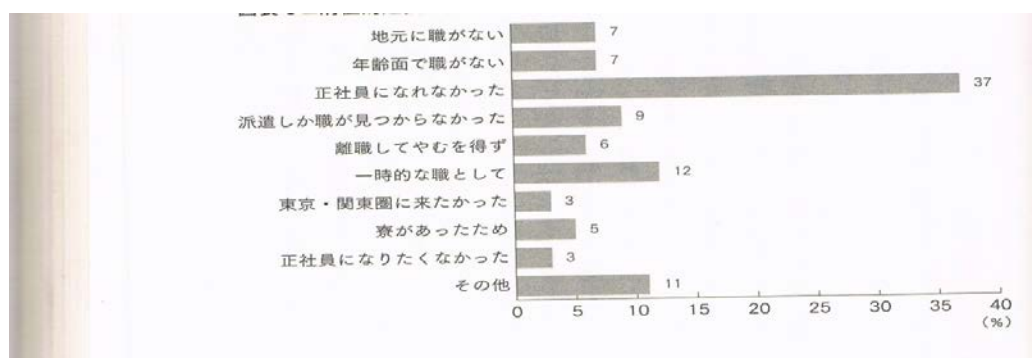
1-3. 非正規労働者の就労の動機

こうした非正規雇用という不安定な労働市場に、何故多くの人が就労しているのか。低賃金、不安定な労働市場であることから、こうした派遣など非正規雇用の仕事には、大半の労働者が消極的に就労している。下記の図1によれば約72%の派遣労働者が消極的に派遣労働者になったと回答している。その選択の理由として、図表2を見ると「正社員になれなかった」という理由が圧倒的に多いことがわかる。そのほかに、転職するときなどの繋ぎの「一時的な職として」の理由と「派遣しか職が見つからなかった」という理由が消極的選択に影響していることがわかる。

図表1 積極的選択/消極的選択



図表2 消極的選択理由



出典：(湯浅・富樫・上間・仁平 2009:171 より)

こうした派遣労働に就く若者の理由として、正社員の職がないからという理由が多い。この状況をさらに詳しく調査した「12月調査」では、一番の理由に、「地元で職がない」次に、「寮があるから」や「一時的な職として」がある。(今野 2009:172) これらの理由から、正社員の仕事がない若者が何とか親元を離れ、自立しようと考えた場合に、非正規雇用の仕事の中で少しでも収入が高い仕事を選ぼうとすると、「寮」のある派遣労働は、ア

アルバイトやパートよりぎりぎり自立できるラインにあるので選ぶのだろう。

一方でパートやアルバイトを自ら選ぶ若者の理由は何か。「アルバイトやパートタイムからは、家計のためや自分で使えるお金といった金銭的な理由と労働時間の融通性への評価が高く、パートやアルバイトで働いている人々は時間に柔軟な勤務を望んでいることがわかる」（木村 2013:75）。下記図表 3 を参照すればわかるが派遣労働と違い、パートタイム労働者は自ら選んで仕事についていると思われる者が多い。中には、やむを得ない理由によって仕方なく、アルバイトやパートタイムに就いている者もいるだろうが、若者のフリーターの中で夢を追いかけてその道すがらアルバイトで生活を立てるといった場合において、1つの有効な働き方である。

こうした理由があって、非正規労働者として、働かざるを得なくなった若者や自ら選んで働いている若者の就労に繋がっていることがわかる。

図表 3 現在の就業形態を選択した理由(複数回答)

	パートタイム労働者	派遣労働者
第 1 位	自分の都合のよい時間に働けるから (50.2%)	正社員として働ける会社がなかったから(44.9%)
第 2 位	家計の補助、学費を得たいから(39.6%)	専門的な資格・技能を活かせるから (21.1%)
第 3 位	家庭の事情や他の活動と両立しやすいから (30.9%)	自分の都合の良い時間に働けるから (20.6%)
第 4 位	通勤時間が短いから(29.7%)	家計の補助、学費を得たいから(17.7%)
第 5 位	自分で自由に使えるお金を得たいから	より収入の多い仕事に従事したいから (17.2%)

出典：(木村 2013:75 より)

2. 若者の支援施策

2-1. 若者の自立保障と包括的支援

自立できていない若者を支援するには、どういった政策が必要か。私が思うのは、まず学校に通っている段階から、自分の将来に不安を持っている学生を対象にアンケートをとることが必要なのではないだろうか。しかし、こうした支援は自分から社会とのつながりを持ちたいという学生にしか、効果が薄いだろう。自分から支援を求めない学生も多いと思う。そういった学生には、一つの支援だけでなく他にも多種多様な支援が必要だろう。

「日本では、若年者雇用問題が深刻化する近年まで、青年期から成人期への「移行期」が明確に意識されることはなく、研究上も社会政策上も議論は未発達のみであった。不安定な就労状態が続き、親の家に居続けることを余儀なくされている若者や、それもできずに路上に出る若者も増加する中で、これまでの社会保障制度をはじめ行政システムが、変貌する「移行期」の若者をほとんど意識してこなかったことが露呈することになった。それらの若者の存在に気づき始めたことは、社会政策上の大きな変化であったが、これまでの空白を反映して、現状には多くの課題がある」と宮本は述べている(宮本 2011:120)。

このように、ただ就職させれば良いという考えだけでなくそれ以前の支援が大切になってくるだろう。

1-2 節で記述した包括支援施策についてだが、2009 年 7 月に「子ども・若者育成支援推進法」というものが制定された。これまでの若者雇用施策の主体は、国であり、地方公共団体の直接的な関与はなかった。しかし、この「子ども・若者育成支援推進法」では支援施策の中で不足していた横の連携を促すものとして、地方公共団体に各関係機関で構成された「子ども・若者支援地域協議会」の設置を求め、調整機関としての役割を担うものが作られることとなった（日比 2013:187）。これによって、その地方公共団体に即した施策が可能となり、より支援の幅が広がったといえるだろう。

2-2. 若者のトライアル雇用

就業支援政策の一つとして、トライアル雇用というものがある。「トライアル雇用とは、正規雇用を見越しながら、就労させつつ適正や業務遂行能力の有無・程度を判定するために、期間を定めて雇用することをいう」（萬井 2005:12）。このトライアル雇用が実施されてから、ある程度若者の正規雇用が増えるのではないかと思えた。しかし、実際のところトライアル雇用とは常用採用の見込みがある有期雇用でしかなく、トライアル雇用以前にこうした有期雇用契約を利用した試みは為されていた。そもそも、トライアル雇用制度を施行するに至った理由は何か。企業が新規採用者として雇用した者が就労後に不適切ということが分かった場合や、労働者が就職はしたものの職務が合わないと判り、退職せざるを得ないといった企業と労働者の間で起こりうるミスマッチを防ぐことが挙げられる。厚生労働省はこうしたミスマッチは企業の採用を躊躇させ、労働者に対しては不本意就職・退職・失業状態をもたらすものとみており、本採用する以前に試行的に就労させて企業と労働者が相互に適性を判断した上で本採用に移行するシステムにすればミスマッチを防ぐことができるからトライアル雇用は有意義である、として、2003 年 4 月から「トライアル雇用制度」を発足させた（萬井 2005:12）。

トライアル雇用を行う企業にとってのメリットだが、これは当該企業が当該労働者と話し合い、正規採用への移行のための要件などに関する「トライアル雇用計画書」について合意を得たうえで、公共職安に提出した場合、当該企業に対して 3 ヶ月間、月額 5 万円の奨励金を支給するものがある（萬井 2005:12）。企業側にメリットがあるように労働者にも正規雇用になれる可能性がある。しかし、この正規雇用になれるというチャンスが逆に労働者を追い込む畏となる場合もある。どういうことかというと、「企業側にとってトライアル雇用後の本採用は義務付けられておらず、契約期間満了の際に改めて当該労働者の採否を判断できる」（萬井 2005:12）。とされており、だからこそ労働者は企業に好感をもってもらえるように仕事が円滑にこなせる技量を持っていることをアピールしたり、社内での協調性も充分ある等、企業に対する適性を持っていると認められるように努力することになる。これが原因で、過剰な長時間の労働をして、過労死してしまう場合もある。こうした問題を抱えるトライアル雇用制度は就労支援の一つとして、ある程度の活用はできるが、労働者が不利になりうる落とし穴があることをトライアル雇用を活用する人には知っておいてもらいたい。

3. 居住貧困と非正規雇用

3-1. 居住貧困の居住政策

今の居住貧困問題は深刻な状況にあるといえる。現在実施されている居住政策は主に 3 つある。「1 つは公営住宅法であり、2 つは生活保護法による救護施設の提供および住宅扶助手当で、3 つは社会福祉法が定める社会福祉事業で生活に困窮したり、路上生活している人に貸す民間宿泊所である」（日本住宅会議 2009:12）。この 3 つの居住政策は実際には満足に機能しておらず、その実態として、公営住宅は、まず量的に不十分であり、全住宅の 5%を占めるにすぎない。また公営住宅の居住水準も悪く最低居住水準未満世帯が 20%に及び、三大都市圏では 27%にもなる。さらに、公営住宅の入居抽選倍率は東京圏では 30 倍以上になり宝くじを当てるに等しい数値となっている（日本住宅会議 2009:12）。この現状から実質公営住宅はほぼ機能していないといえる。

2 つ目の生活保護法における住宅扶助は、「福祉事務所によって住宅保護として生活保護受給者のみを対象に家賃補助として金銭の給付がなされるが、一般の民間賃貸住宅を直接に斡旋することではなく、しかも単独給付はない。そして施設保護として救護施設および社会福祉法に基づく施設である無料定額宿泊所を紹介する。救護施設の実態は、量的にきわめて少なく空き室はほとんどなく、居住水準は一人 3・3 m²であるが、実態は劣悪で六畳室に 3 人ないし 4 人同居の状態の自治体もある。さらに、法律では「無料または低額な料金の宿泊所」と定めているが、無料の所はほとんどない」（日本住宅会議 2009:12.13）。となっている。

3 つ目の民間宿泊所は、「まず、借りるのに保証人が必要であり、保証人になってもらえない人がいない場合、保証人代行会社を利用するにも家賃の 2 割から 3 割の負担となる保証料が必要である。そのうえ敷金・礼金が 3 ヶ月～10 ヶ月分を必要とするため、それらを用意するのが困難な人々は民間住宅に入居することはできない」（日本住宅会議 2009:13）。とされている。保証人になってもらう人がいない場合の保証人代行会社を利用する負担額は、非正規雇用の人たちにとっては辛いものである。また敷金・礼金を 3 ヶ月～10 ヶ月分用意することはとても困難だ。さらに、例え入居できたとしても、公営住宅ではない分、家賃が高く継続して支払うだけの労働賃金（正規雇用）がない限り民間賃貸住宅に住むことは難しいだろう。

こうした居住政策の問題に対しての予防政策は何か。「非正規労働者の失業と住居の喪失に対して、“反貧困ネットワーク” が形成され NPO 組織、労働組合および居住者運動団体などの連携によって新たな社会運動を起こし救済活動を行っている」（日本住宅会議 2009:16）。とされ、その救済方法は、「職と住居を失った労働者をまず生活保護受給へつなげることである。従来、生活保護は受給抑制のための労働能力のある者に対して受給が厳しく、受給できないと思われてきた。“反貧困ネットワーク” は、このことに法的根拠がないことをつきとめ、生活保護の受給を支援し、生活保護の所得を得て住居を確保し職を見つけるという緊急避難的救済を行っている」（日本住宅会議 2009:16）。しかし、この救済方法では限りある生活保護財源を圧迫するだけでなく、ただ生活保護受給者を増やす可能性もあるので、慎重に当事者と話し合い支援を行う必要がある。

低所得・貧困を生み出している労働と住居の根本的解決策として、提示されているのは、

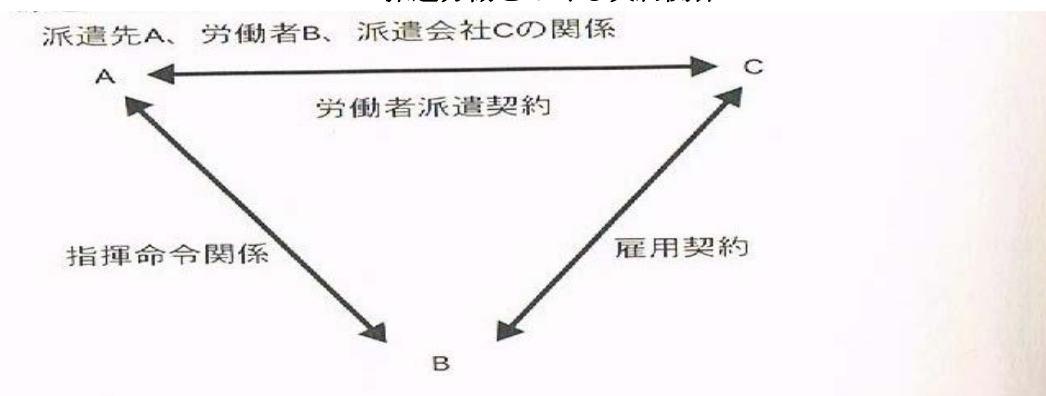
「1 つ目に、最低賃金制の賃金額を値上げすること。2 つ目は、非正規労働者への雇用保険の適用の徹底化。3 つ目は、労働運動と居住運動の協働が必要ということ。4 つ目は、住居の保障は、地域社会の支援活動とつなげたものであること」(日本住宅会議 2009:17)。この4つが挙げられていた。確かに、最低賃金が上がれば多少は生活も楽になる。さらに、非正規労働者への雇用保険の適用は多くの非正規雇用の若者を救う第一歩になるだろう。そして、地域社会の支援とつなげた支援を行うことで、地域で孤立することや孤独死といった問題の解決につながるはずだ。

3-2. 派遣労働者と派遣会社、家賃保証会社の契約関係

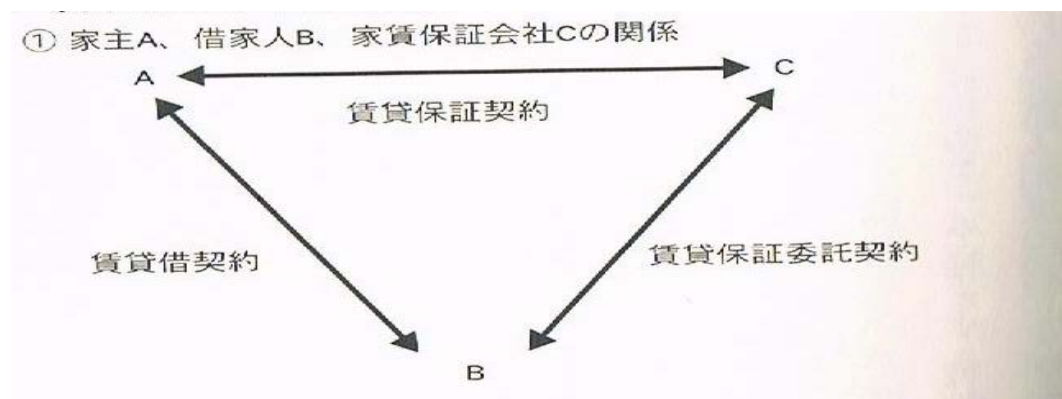
派遣労働で生活している若者を取り巻く関係として、派遣会社と家賃保証会社、管理会社があり、その関係性を記した図が図4の派遣労働と家賃保証をめぐる契約関係である。図表4-1では、派遣労働をめぐる関係性を表している。これに対して稲葉は「派遣会社や家賃保証会社、管理会社が生まれる前はA・Bの関係のみ存在していた。力関係で言えば、これは言うまでもなく、雇用主>労働者、貸主>借家人という非対称的な関係である。そこに第3のアクター(行為主体)であるCが登場した。だが基本的にCはAのリスクを軽減するために、Aの側に立って業務を遂行する。そこでA>Bという非対称性はさらに強化されることになる。その意味で図表4-1と図表4-2の間には共通性がある」(稲葉 2009:35)と稲葉は述べている。

図表4 派遣労働と家賃保証をめぐる契約関係

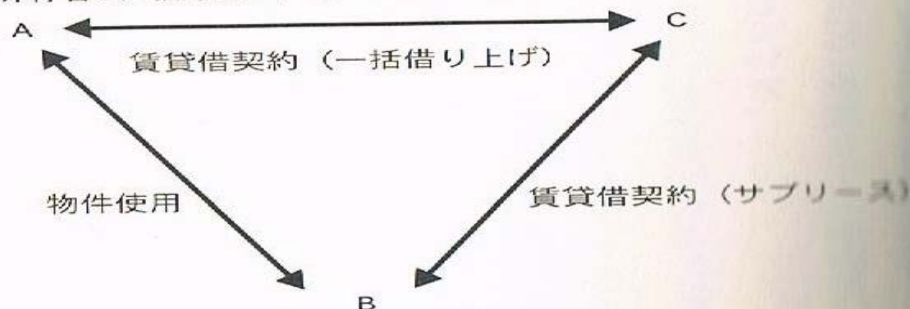
4-1 派遣労働をめぐる契約関係



4-2 家賃保証をめぐる契約関係



② 物件所有者A、借家人B、管理会社Cの関係



出典：(稲葉 2009:35 より)

このCのアクターが登場した背景として、1990年代から広がったリスクマネジメントという概念の影響があり、このリスクマネジメントとは、将来起こりうるリスクを想定し、実際にリスクが起こった際の損害を最小限に食い止めるための対応のことであるⁱ。さらに、このリスクマネジメントには事前にリスクを回避するための措置と、起こった場合の補償等による対応という2つの側面がある。例えば、借家人の家賃滞納は貸主のリスクであり、過剰な正社員を抱え込むことは企業のリスクとされる。このリスクを回避するために採ったのがアウトソーシング(外部資源の有効活用)であり、そのために派遣会社や家賃保証会社が必要とされるようになった。

そして、この共通点以外に相違点もあると稲葉氏は述べている。「一つは、労働者の権利は労働法則によって守られており、労働基準監督署などの公的な相談窓口があるだけでなく、団結権・団体交渉権も法的に認められているのに対して、借家人の権利や権利擁護のための制度・組織は相対的に弱いということ。もう一つは、図表4-1においては、本来、A・B間にあった雇用関係がB・C間に移ってしまっているのに対して図表4-2①ではまだA・B間に契約関係が残っていることである」(稲葉 2009:35,36)。この契約関係の中で派遣労働に近いのは4-2②に見られるような賃貸借契約であり、これは管理会社が物件の所有者からアパートの部屋を一括して借り上げ入居者に対してサブリースをするという形で契約を行っている。

このサブリースは物件所有者とサブリースをする会社(レオパレス 21、スマイルサービス)が契約を結ぶものであり、サブリースをする会社が物件所有者を勧誘する売りとして、部屋の入居状況に左右されずに毎月一定の額を支払うことと物件の所有者が入居者と一切の関わりを持つ必要がないことが挙げられる。このように図表4-2②のような構図でAの利益を確保しつつCが利益をあげようとすれば、Bの権利が必然的に犠牲にされる(稲葉 2009:38)。

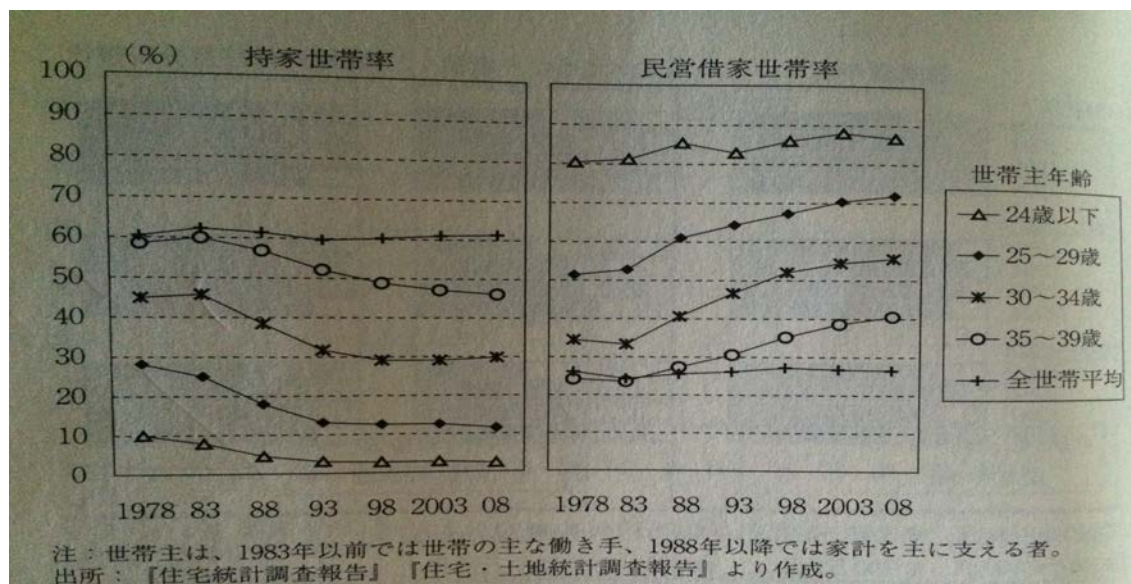
何が問題かという労働者の権利は守られる制度があるのに対して、この家賃保証をめぐる契約関係において借家人の権利が守られる制度がほとんどないことである。これは非正規労働者にとって大きな問題である。具体的な例を挙げると図表4-2②のような関係で家賃滞納などの問題が発生した場合、即座に部屋の鍵を変えて借家人を強制的に追い出す

といった借家人の権利がないものとするような行いがなされている。従来の家賃保証会社がない契約なら貸主と借家人の間に直接の人間関係ができ、家賃滞納など問題が発生した場合にある程度譲歩してもらえることもあるだろう。それがなくとも無理矢理に追い出すようなことはしないはずだ。私自身アパートに住んでいるが、家賃保証会社は間に入っておらず貸主である大家さんとの直接関係である。やはり、ある程度の人間関係は関わっていくうちに自然と出来上がっていき、何か困りごとがあった場合にも親身になって相談を受けてくれる。これが大家さんと借家人との関係であり、ここに利益の追求を求めて家賃保証会社が関わってくれば当然この関係はなくなる。以上のことから貸主と借家人の人間関係は大きく、家賃保証会社に関わる場合においてこうした人情味ある人間関係が築けるような契約にするべきであろう。

3-3. 若い世代の住宅所有形態の変化

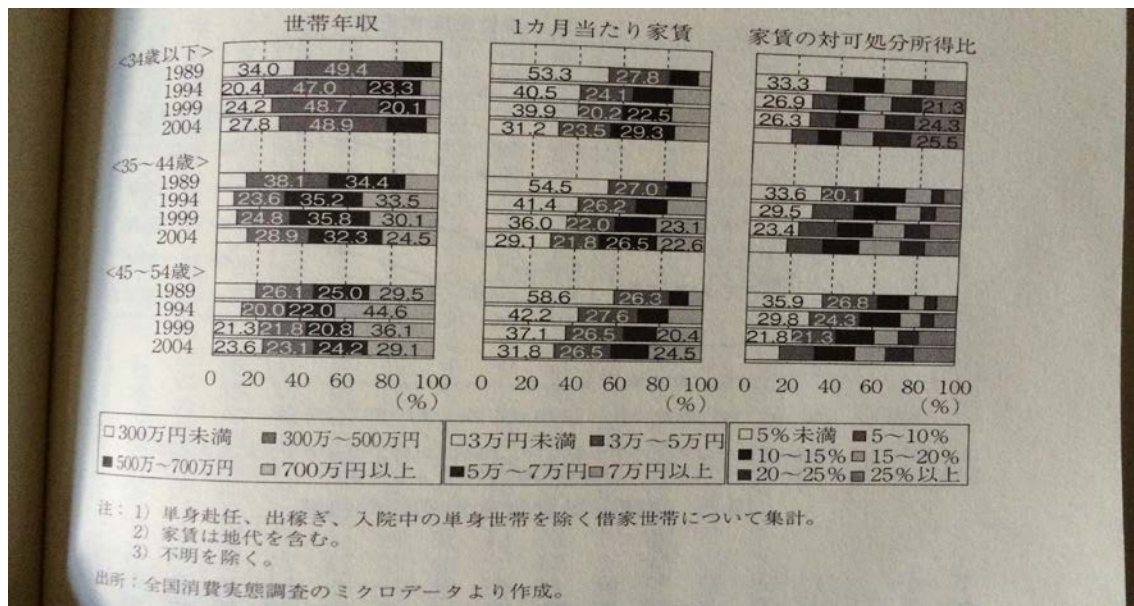
近年の住宅所有形態の変化として上記「図表 5 持家・民営借家世帯率の推移」を参照すると若い世代の持家率が下がって、民営借家率が上がったことがわかる（平山 2010:196）。何故若い世代の賃貸住宅に住む世帯が増えたのか。その背景として、公的借家が少ないうえに、家賃保証制度が存在しておらず、公的住宅政策が弱い。また、若者の非正規雇用による収入の不安定さから持家を購入するまでに至らず、貧しくてもいずれ正規雇用に就いて収入が安定するまで我慢すればいいという考えがあるからだろう。

図表 5 持家・民営借家世帯率の推移



出典：(平山 2010:197 より)

図表 6 世帯主年齢・調査年別 借家世帯の収入と家賃



出典：(平山 2010:198 より)

さらに、上記図表 6「世帯主年齢・調査年別 借家世帯の収入と家賃」を参照すると世帯年収の低い世帯の割合が増え、経済の停滞を反映して年収が下がっている。しかし、同時に何故か家賃が高い世帯が増加していることが分かる(平山 2010:197)。何故景気が低迷しているにも関わらず家賃だけが高くなるのか。その原因は低家賃の借家の絶対数が減ったことにあり、低家賃のアパートは再開発などでなくなっていった。

こうした家賃が高い世帯が増加した背景には、小泉構造改革の先取りとして行われた公共賃貸住宅の家賃も民間賃貸住宅並みの値段にするという「近傍民間同種家賃」の適用があった。その内容は、「公営住宅の家賃を入居者の収入と住宅の立地条件、規模などに応じて設定するとし、具体的には、近くの同種の民間賃貸住宅の家賃の上限を超えないものにする。つまり、<家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数>という計算方式により、近くの民間賃貸住宅並みまでは値上げしてもよい」(本間 2009:14)。というものである。元々公営住宅は低所得者を対象にしており、政策的に家賃を低く抑えているところが特徴であった(本間 2009:14)。それが近くの民間賃貸住宅と同じになってしまったら当然この特徴は失われ、さらに民間賃貸住宅側が値上げを行う事態に繋がってしまっている。何のための法改正なのか。市場化を急ぐあまりそこに住んでいる人達のことを考えなくなってしまっは本末転倒ではないだろうか。

おわりに

今回のレポートを通じて、若者の非正規雇用の現状をよく知ることができた。その原因として、1 章では、非正規雇用で働く若者が働かざるを得ない理由には消極的な選択によって非正規雇用が選ばれているということが明確に分かった。もっと積極的な選択が若者にできるよう就労に関する支援施策を充実される必要があると感じた。また社会保障もうまく機能せず、セーフティーネットの外に追いやられてしまう人々が沢山おり、それがまた非正規雇用のスパイラルを生み出しているのではないだろうか。2 章では、これまでに実施されてきた若者に対する支援施策の実態と問題点が明らかになった。前述でも述べた通りもっと若者の積極的な選択ができるようになる支援施策を考える必要がある。さらに、現在実施されている若者のトライアル雇用の落とし穴というべき問題点を解決できる法の改正が必要に感じた。3 章では、非正規雇用と居住貧困にも強い結びつきがあることが分かった。非正規雇用であり、居住貧困である若者はこの非正規雇用という負のスパイラルから抜け出したいくても、なかなか正規雇用には就くことができずにまともな生活すら送れない現状がある。

こうした若者を非正規雇用のスパイラルから抜け出させるためには、しっかりとした就労支援を実施し、社会保障のほころびをなくし、居住政策の充実を図ることで本当に使えるものにすることが大切だ。論文全体を通して知りえた、非正規雇用で働く若者を支援する施策が不十分な現状と居住貧困が非正規雇用で働く若者に与える影響について今後より明らかにしていきたい。これからの社会で働く意欲のある若者が、ずっと非正規雇用で生活することがなくなる社会が来ることを願う。

<参考文献>

- 湯浅誠・富樫匡孝・上間陽子・仁平典宏 2009『若者と貧困』明石書店
宮本みち子・小杉礼子 2011『二極化する若者と自立支援』明石書店
三浦 展『仕事をしなければ、自分はみつからない。フリーター世代の生きる道』晶分社
稲葉剛 2009『ハウジングプア「住まいの貧困」と向き合う』山吹書店
萬井隆令 2005『社会科学研究年報 36』「若者の就業支援政策の批判的検討-トライアル雇用と紹介予定派遣の法構造について-」 pp.11~21
吉永純 里見賢治 和田肇 木下秀雄 平山洋介 2010『貧困問題がわかる①貧困を生まないセーフティーネット』明石書店
本間義人 2009『居住の貧困』岩波書店
日比 なつ代 2013『龍谷大学大学院政策学研究②』「子ども・若者育成推進法と若者就労支援政策」 pp.186~188
日本住宅会議 2009『格差社会の居住貧困-住宅白書 2009-2010-』ドメス出版
木村雅文 2013『現代を生きる若者たち』学文社

ⁱ(<https://kotobank.jp/word/%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%82%AF%E3%83%9E%E3%83%8D%E3%83%BC%E3%82%B8%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88-9741>)